

江別市立江陽中学校

いじめ防止基本方針

—すべての生徒が笑顔で生活を送れるように—



＝ 目 次 ＝

- I いじめ問題に関する基本的な考え方
- II いじめの定義
- III いじめの基本認識
- IV 未然防止—いじめを許さない学校づくり—
- V 早期発見—いじめのサインの把握—
- VI 早期対応—いじめ対応マニュアル—
- VII 教職員研修の充実—教師の指導力向上に向けて—
- VIII 他機関との連携

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒達にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

II いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

III いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

IV 未然防止 —いじめを許さない学校づくり—

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

児童生徒の意識啓発指導

- ・日常生活での人権意識の指導
- 一人一人を大切にした学級経営
- ・認め合う支持的風土
- ・自己存在感、有用感の醸成
- ・自己の在り方を見つめさせる指導
- ・きめ細かい学習指導

集団活動・体験活動の推進

- ・生き方や社会性、情操を培う
- ・ボランティア活動

人間関係づくりのトレーニング

教育活動

「校内いじめ対策委員会」の設置

- ・校長、教頭、主幹、教務部長、指導部長、各学年代表、養護教諭、（SC）
※必要に応じSCに出席を依頼

指導計画の作成

- ・指導方針、指導体制、指導計画、全教職員の一致した協力体制
- ・小さな芽に一つ一つ対応する姿勢

積極的生徒指導

- ・個性を認め合い、尊重し合う態度

実践的な校内研修

- ・児童生徒理解の手立て
- ・事例研究の積み重ね

実態把握・情報収集

- ・アンケート実施、注意深い観察

指導体制

教育相談

教育相談の体制づくり

- ・相談室の管理と整備
- ・教育相談の年間計画への位置づけ

専門的力量

- ・予防的、開発的教育相談の実施
- ・全教師が相談の担当者
- ・事例研究や実技研修

心がふれあう相談活動

- ・時間の確保と信頼関係の醸成
- ・関係機関との連携

家庭・地域との連携

家庭との連携

- ・懇談や通信を活用した理解・啓発活動の推進

地域ぐるみの対策

- ・青色パトへの様子の観察依頼
- ・気になる様子の連絡の手立て

関係機関との連携

- ・教育相談機関
- ・教育委員会
- ・防犯協会、教護協会 等



V 早期発見 —いじめのサインの把握—

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒達に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

学校でのいじめのサイン

- 遅刻、早退が増える。
- 先生から注意された子どもに視線が集中する。
- 一人の発言に大多数が反対することが多くなる。
- その子が教室に入ると全員が「ひく」ように雰囲気が変わる。

学校での実態把握の方法

- いじめアンケート調査
- 個人面接
- 日常観察
- 教師間の情報交換（日常の情報交換）
- 職員朝会での報告
- 学年部会での情報交換・事例研究
- 生徒指導部会での情報交換・事例研究
- 保健室からの情報



家庭でのいじめのサイン

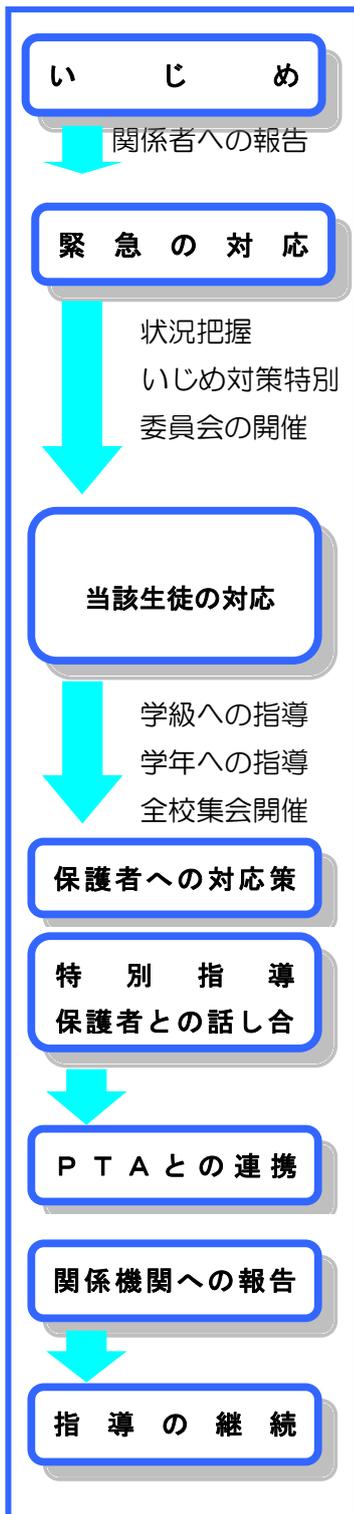
- 学校へ行きたがらない
- いたずらされ、ものが壊される
- 親の学校への出入りを嫌う
- 親にかくしごとをする
- 先生や友達を批判する
- 服が汚れる、身体に傷がある
- 外出したがらない

地域からの情報

- 公園で一人の子を何人かで囲んで言い合ったりこづいたりしている
- コンビニでジュースやお菓子をおごらせている
- 登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている
- 道ばたで一人ぼつんとしている

VI 早期対応 —いじめの対応マニュアル—

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。



1 いじめ問題を察知する。

- (1) 保護者の訴え、生徒本人からの訴えや相談、周囲の生徒からの通報、教師による察知など。

2 緊急の対応

- (1) 事実関係を把握し報告する。
担任 ⇒ 学年指導部 ⇒ 学年部会 ⇒ 生徒指導部 ⇒ 教頭 ⇒ 校長
- (2) 今後の対応（いじめ対策特別委員会の招集）
 - ①生徒指導連絡会＝校長・教頭・教務部代表・生徒指導部代表・各学年部代表必要に応じて、該当担任・カウンセラー参加
 - ②事実関係の把握と指導方針について協議・職員への周知

3 当該生徒への指導（学級指導も含む）

- (1) 問題点を明らかにしながらも、心を大切にした指導に努める。
- (2) 場合によっては、複数の教師が指導にあたるなど、組織的な対応をする。

4 保護者への対応

- (1) 当該生徒保護者
 - ①事実及び指導の経過・今後の対応について説明し、理解と協力を得る。

5 保護者との話し合い（特別指導）

- (1) 教頭（校長）・生徒指導主事・該当学年主任・該当担任
- (2) 保護者にいじめの実態と学校の指導方針、指導経過について説明し、理解と協力を得る。
- (3) 事実関係の説明・質疑・今後の生活等についての話し合い

6 P T A 等への説明と協力の依頼

- (1) P T A と連携し、解決に向けて協力を得る。
- (2) 市教委青少年課と連携し、解決を図る。

7 指導の継続

- (1) 指導経過の観察と報告をする。
担任 ⇒ 学年部・学年指導部 ⇒ 生徒指導部 ⇒ 教頭・校長
- (2) いじめ問題は、解決までに時間を要することがあるので、継続観察・継続指導が不可欠である。

VII 重大事態への対応—いじめの対応マニュアル—

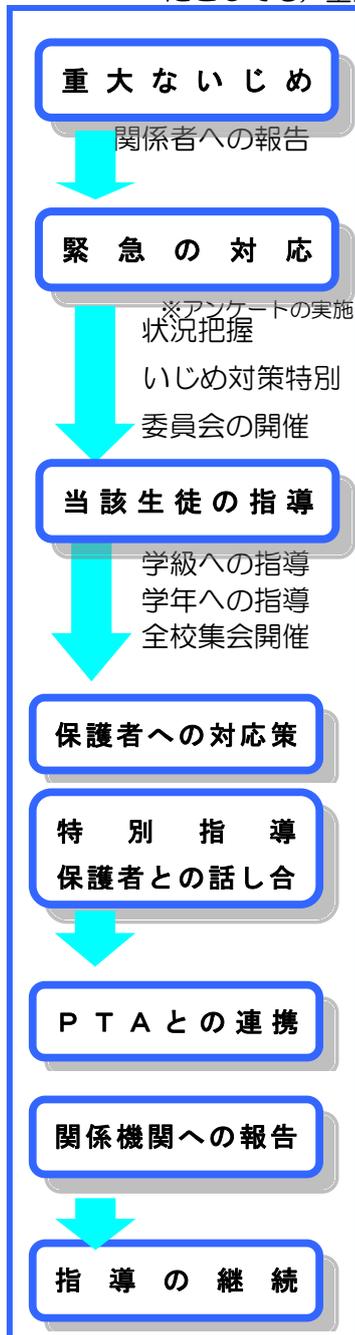
重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（いじめ防止対策推進法第28条）

※①第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

②第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

③児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。



1 いじめ問題（重大ないじめ）を察知する。

- (1) 保護者の訴え、生徒本人からの訴えや相談、周囲の生徒からの通報、教師による察知など。

2 緊急の対応

- (1) 事実関係を把握し報告する。

※児童生徒及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握する。

担任 → 学年指導部 → 学年部会 → 生徒指導部 → 教頭 → 校長

- (2) 今後の対応（いじめ対策特別委員会の招集）

- ①生徒指導連絡会＝校長・教頭・教務部代表・生徒指導部代表・各学年部代表必要に応じて、該当担任・カウンセラー参加

- ②事実関係の把握と指導方針について協議・職員への周知

※重大事態の性質によっては教育委員会との協議により、専門的知識を有する第三者の参加を図ることで、調査の公平性・中立性を確保するように努める。

3 当該生徒への指導（学級指導も含む）

- (1) 問題点を明らかにしながらも、心を大切にされた指導に努める。
- (2) 場合によっては、複数の教師が指導にあたるなど、組織的な対応をする。

4 保護者への対応

- (1) 当該生徒保護者

- ①事実及び指導の経過・今後の対応について説明し、理解と協力を得る。

5 保護者との話し合い（特別指導）

- (1) 教頭（校長）・生徒指導主事・該当学年主任・該当担任
- (2) 保護者にいじめの実態と学校の指導方針、指導経過について説明し、理解と協力を得る。
- (3) 事実関係の説明・質疑・今後の生活等についての話し合い

6 PTA等への説明と協力の依頼

- (1) PTAと連携し、解決に向けて協力を得る。
- (2) 市教委青少年課と連携し、解決を図る。

7 指導の継続

- (1) 指導経過の観察と報告をする。

担任 → 学年部・学年指導部 → 生徒指導部 → 教頭・校長

- (2) いじめ問題は、解決までに時間を要することがあるので、継続観察・継続指導が不可欠である。

VIII 教職員研修の充実—教師の指導力向上に向けて—

本校においては、「いじめチェックリスト」等を活用し、平素からいじめの認知に努めると共に、本マニュアルを活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ることが必要である。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められる。

さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内でのOJTが円滑に実施されるよう、配慮する必要がある。

いじめチェックリスト

《学級活動の様子から》

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

《行動の様子から》

- わざとらしくはしゃいでいる
- わざとらしくはしゃいでいる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 友だちに悪口を言われても愛想笑いをしている
- 友だちに悪口を言われても愛想笑いをしている

《授業中・休み時間の様子から》

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員がほめると冷やかされる。
- 教職員がほめると冷やかされる。
- 一人でいることが多い
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員の近くにいたがる
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 他の生徒の机から机を少し離している

《その他》

- 給食時、好きな物を他の生徒にあげる
- 給食時、好きな物を他の生徒にあげる
- 給食時、食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 給食時、食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 清掃時、いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 清掃時、いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多く、やめると言い出す
- 部活動を休むことが多く、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- 服に靴の跡がついている

IX 関係機関との連携

いじめの背景には、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合も多く、市の児童家庭課や福祉課、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。



江別市内の相談機関

●江別市教育委員会 心のダイレクトメール（江別市高砂町24番地の6）

TEL(011)381-1409（学校教育支援室）

●子どもヤングテレホン

TEL(011)383-8009 13:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

北海道内の相談機関

●中央児童相談所（札幌市中央区円山西町2丁目1番1号）

TEL(011)631-0301 Fax(011)631-4154

●北海道立教育研究所（子ども専用フリーダイヤル）

TEL(0120)3882-86 毎日 10:00～17:00（祝日・年末年始を除く）
TEL(0120)3882-56 毎日24時間対応

●石狩教育局教育相談電話

TEL(011)221-5297 9:30～16:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

●北海道警察本部（少年相談110番）

TEL(0120)667-110 8:45～17:30（時間外・土・日・祝日は留守電）

●北海道立特殊教育センター

TEL(011)612-5030 Fax(011)612-6213
9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）